

鳥取県警察本部長告示 第 57 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第2項及び鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年鳥取県公安委員会規則第1号）の規定に基づき、次のように聴聞を行うので公示する。

令和8年10月19日

鳥取県警察本部長 梅田 直嗣



聴聞の期日及び場所

令和8年11月10日 午前10時00分から
鳥取県米子市上福原1272-2 鳥取県警察本部
西部免許センター